

# 広報ひのおしらせ版 2026 年 3 月 5 日号 掲載

## 令和 8 年春の農作業標準賃金が決まりました

町農業委員会では、令和 8 年春の農作業標準賃金を決定しました。  
これを標準賃金として、当事者間の話し合いで決定してください。

(※消費税込み)

作業名	標準賃金	備考
一般農作業	12,600 円	1 日 8 時間労働、賄なし
田植（機械植）	8,100 円	10 a 当たり（補植は依頼者が行う）
荒起こし	8,100 円	10 a 当たり（機械・燃料代込み）
荒がき	8,100 円	10 a 当たり（機械・燃料代込み）
代かき	8,100 円	10 a 当たり（機械・燃料代込み）
草刈り	2,100 円	1 時間当たり（機械・燃料代込み）
畔つけ作業	80 円	1m 当たり（機械・燃料代込み）

なお、ほ場整備済み田とし、ほ場条件によっては双方で協議してください。

【問合せ】町農業委員会（電話 72-2103）